

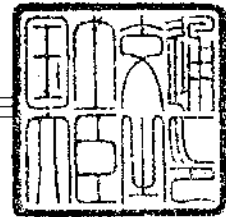


認 定 書

国 住 指 第 18-1 号
平成 20 年 5 月 22 日

新日本製鐵株式會社
代表取締役社長 三村 明夫 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0230
2. 認定をした構造方法等の名称
建築基礎杭継手用テーパー鋼管 (NS-490TPP)
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

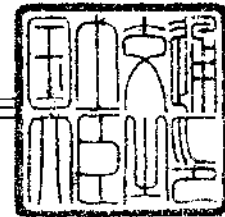


指 定 書

国 住 指 第 18-2 号
平成 20 年 5 月 22 日

新日本製鐵株式會社
代表取締役社長 三村 明夫 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第 1 第二号、第 2 第二号、第 3 第二号及び第 4 第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0230

2. 認定をした構造方法等の名称

建築基礎杭継手用テーバー鋼管 (NS-490TPP)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 325 N/mm²

(2) 溶接部の許容応力度の
基準強度 325 N/mm²

(3) 材料強度の基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.0 倍以下とすることができる。

(4) 溶接部の材料強度の
基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.0 倍以下とすることができる。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。